

令和 7 年度広島県 D X 事例共有会運営等業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

民間事業者が D X 推進の方法や課題の克服方法、デジタル技術の効果等を理解し、D X 推進に向けて相談窓口を活用する等の具体的な取組に踏み出すことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

6,500 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 【様式 1】

令和 7 年 5 月 20 日（火） 午前 10 時

(2) 仕様書等に対する質問書提出 【様式 2】

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 28 日（水） 午前 10 時

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和 7 年度広島県 D X 事例共有会運営等業務についての質問」とすること。

(3) 上記 (2) に対する回答日等

令和 7 年 5 月 29 日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答する。

(4) 提案書の提出

ア 提案書提出場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局経営革新課（広島県庁東館 3 階）

電話（082）513-3304（ダイヤルイン）

電子メール syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

イ 提案書提出期限

令和 7 年 6 月 2 日（月） 午後 1 時（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

また、電子メールでも提案書の PDF データを提出すること。宛先は上記アの場所とし、件名を「令和 7 年度広島県 D X 事例共有会運営等業務提案書」とすること。

エ 提出書類

「令和 7 年度広島県 D X 事例共有会運営等業務提案書作成要領」による書類

(5) 提案書に関する審査

プレゼンテーション審査

実施予定日：令和7年6月4日（水）

結果通知日：令和7年6月5日（木）までに通知する。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 会社概要説明書【様式3】

(イ) 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）

(ウ) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

(エ) 広島県の納税証明書：発行日が申請日から3か月以内のもの（写し可）

(オ) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書：発行日が申請日から3か月以内のもの（写し可）

(カ) 電子データの保存等に関する申出書【様式4】

※広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、登記事項証明書(イ)・財務諸表(ウ)・納税証明書(エ・オ)の提出は不要とする。また、広島県の納税証明(エ)は、広島県内に事業所等が全くない等納税義務がない場合は、提出不要とする。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

(ア) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

(イ) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書等に対する質問について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局経営革新課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和7年6月10日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和7年6月11日（水）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成、提出、プレゼンテーションに関する費用は、提案者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効するとともに、指名除外措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書等は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

(14) 提案の取り下げについて

申請書又は提案書を提出した後に公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに取り下げ願い書【様式５】を提出すること。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式１】

(5) 仕様書に対する質問書【様式２】

(6) 会社概要説明書【様式３】

(7) 電子データの保存等に関する申出書【様式４】

(8) 取り下げ願い書【様式５】

(9) 提案書作成要領

(10) 提案書評価基準

【問合せ先】

広島県商工労働局経営革新課

担当：尾下

電話：082-513-3304（ダイヤルイン）

E-mail：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp